薬生食輸発0721第1号 令和4年7月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (イタリア産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正: 令和4年7月19日付け薬生食輸発0719第1号)により通知したところである。今般、LUIGI GUFFANTI 1876 S.R.L.の衛生管理について、イタリア政府から報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、当該施設において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについては検査命令を解除することとし、同通知の別添1を下記の通り改正し、別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のイタリアの項中、

製品検査の	条件	検査の項目	試 験 品	検査の方法	検査を受けるこ
対象食品等			採取の		とを命ずる具体
			方法		的理由
ソフト及び	別途指示す	リステリア・	別表 1	平成26年11月28	ナチュラルチー
セミハード	る製造者で	モノサイト	の 4 に	日付け食安発	ズの成分規格に
タイプのナ	製造された	ゲネス	よるこ	1128第3号別添	適合しないおそ
チュラルチ	ものに限		と。	「リステリア・モ	れがあるため。
ーズ	る。			ノサイトゲネス	
				の検査について」	
				によること。	

を削除する。